

総 第 2 0 4 3 号

令和4年6月20日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子

令和3年度下半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和4年5月10日付監第3号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

令和3年度下半期分定期監査報告書に対する回答

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1)空き家・空き店舗対策について	建設住宅課 企画政策課 商工観光課	<p>○今後ますます増加する空き家等を早期に発見し対策を講じることについて</p> <p>〔企画政策課〕 令和4年度に建設住宅課が実施する空き家実態調査では、空き家の不良度の判定を点数化することとしている。空き家のうち、不良度判定において「軽微な修繕により利活用が見込めるもの」に該当するものについて、企画政策課では空き家ナビ登録を促すなど、利活用に向けて能動的な取り組みを行う。また、地域のイベント等で空き家相談ブースを出展し空き家の利活用について相談を受け付ける。</p> <p>○今後持ち主がわからない家屋解体に伴う町負担の増大について</p> <p>〔建設住宅課〕 琴浦町には現在、持ち主が分からない（相続人がいない）特定（危険）空き家が3件ある。略式代執行をする際に国と県からの補助金、または、相続財産管理人が執行する底地の売却による配当金があるが、解体に係る費用の6割以上は町の負担となる。町財政の負担軽減のため国に補助金制度の拡充を要求している。</p> <p>○空き家・空き店舗を活用して地域活性化を図るためにも調査するだけでなく解消に向けた施策を官民協力して積極的に推進することについて</p> <p>〔商工観光課〕 空き家・空き店舗の利活用を図るため、令和3年度から県外事業者のオフィス移転を支援する補助制度を設け、積極的な推進を図っている。引き続き商工会と連携し、空き家・空き店舗の解消に向けた取組みを推進する。</p>
(2)定期借地権設定事業について	総務課(財務監理室) 企画政策課	<p>現在、分譲販売を行う鳥取県住宅供給公社と連携し、販売促進のための効果的な広告などに取り組む。</p> <p>また、きらりタウン赤碕への入居者に対する支援である奨励金の周知などについても、町内外に向けて情報を発信していく。</p>
(3)随意契約について	総務課(施設管理室)	<p>工事及び業務の発注に当たっては、発注担当課により早期発注に努め、原則、競争入札による調達を行っている。また、やむを得ず5号随意契約(緊急の必要により競争入札に付すことができないとき)となる場合には、担当課及び施設管理室で随意契約理由の妥当性について精査を行い、安易な5号随意契約を行わないように留意している。</p> <p>今後も競争性の担保を念頭に置いて、発注事務に努めていく。</p>
(4)公共施設の管理について	総務課(施設管理室) 農林水産課	<p>改めて未利用施設に発生している経費の現状を調査し、公共施設等総合管理計画の目的に沿って、計画的で経済的な維持管理を行うように努めていく。</p>
(5)備品購入に対する基金の醸成について	総務課(財務監理室)	<p>これまでに一斉導入などを行った備品等は、更新時期も同時に迎えることから、その時期に備えて財源を検討するとともに必要となる基金の確保を行う。</p>